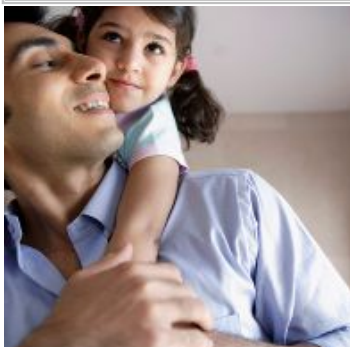


新しい子ども手当制度です

案内（新規認定請求書）が来たら、必ず役所あてに送り返してください



平成23年10月～平成24年3月までの新しい「子ども手当制度」ができました。今までの制度とは少し異なりますので、役所から来た書類の内容をよく読み、必要なことを書き、返送しましょう。

●子ども手当は中学校を終える15歳のお子さんまで支給される制度です。

1、支給対象者・・・中学校終了までの子どもを育てている方

2、支給金額

区 分	平成23・10～24・4まで	平成23年9月まで
3歳未満（一律）	15,000円	13,000円
3歳から小学校終了前（第1子、第2子）	10,000円	13,000円
3歳から小学校終了前（第3子）	15,000円	13,000円
中学生（一律）	10,000円	13,000円

＊ ＊ 第3子の子どもの数え方は、請求者が見守り、生計を同じくしている18歳未満（18歳に達する最初の3月31日）を第1子とし、数えた場合です。

3、所得制限・・・所得制限は有りません

4、支給要件の変更・・・①日本国内に住む子どもに限られます。②手当は子どもと一緒に住んでいる方に支給されます。③児童養護施設に入っている子どもの場合は、親ではなく施設の設置者に支給されます。④未成年後見人や父母指定者に対しても父母同様の要件で支給されます。⑤保育料を手当から直接徴収できるようになります。

5、申請について・・・子ども手当を受けるには、「新規認定請求書」の提出が必要です。9月末日までに認定されていて、10月以降も今までのお住まいと同じところにお住みの方は、「新規認定請求書」が、10月中に役所から発送されますので、必要なことを書き入れて返送してください。新しく生まれたお子さんがいる場合も、新しく同じ書類の提出が必要ですので、近くの役所窓口で種類をもらい提出してください。

●お問い合わせは

富士見市子育て支援課

TEL 049-251-2711

ふじみ野市福祉部子育て支援課子育て支援係

TEL 049-262-9033

三芳町子ども支援課

TEL 049-258-0019

●ふじみの国際交流センターでも、説明のお手伝いをいたします。TEL 049-256-4290

www.ficec.jp/foreign/

●ふじみの国際交流センターの事務所は移転しました。新住所は最後のページにあります

●富士見市で「国際交流フォーラム」開催

同じ地域に住む外国籍市民と日本人がもっと理解し合おうとする場「国際交流フォーラム」が今年もにぎやかに開かれます。

日時 11月13日(日) 12:00～

場所 富士見市立ふじみ野交流センター
(ふじみ野駅東口徒歩10分)

内容 1、体験と交流コーナー
2、ティータイム&アトラクション
3、在日外国人の主張(スピーチ)
(幼児保育コーナーもあります)

●問合せ 富士見市役所人権・市民相談課
049-251-2711

●新しい「健康保険証」ができました

国民健康保険の被保険者証(保健証)が、10月1日から新しくなります。新保険証は9月末までに世帯主あてに簡易書留という方法で送られていますので、10月からは新しい保険証を使ってください。なお配達の時、受取人不在の時は郵便局に戻ってしまいますので、まだ手に入れていない方は、必ず確認してください。

古い保険証は、使えなくなりますので病院などでは100パーセントの支払いになります。大きな金額を負担しなければなりませんので、ぜひ確認してください。

●日本人と外国人との「一緒に地域づくり」しませんか!

募集!!

「Let's enjoy 国際交流」
10/25(火)10:00

ふじみの国際交流センターの4回シリーズの新企画。
第2回「交通ルール ちゃんと知っていますか」
参加協力できる方はお電話ください。
256-4290

●おすすめしたい私の日本語上達法 中国 周 穎(しゅう えい)[16歳]

私はいろいろなところで日本語の勉強をしています。FICEC、大井公民館、西公民館、藤久保公民館など、毎日行きます。また、家ではよくテレビを見ます。好きな番組はバラエティです。ときどきパソコンで日本語の映画やアニメを見ます。また、日本語の漫画を読みます。なぜなら、単語が増えるからです。勉強は自分の努力しだいだと思います。人と会話をするためには単語とか文法とか覚えなければならないです。たくさんの単語と文法は基本です。私はこれから、たくさんの友達を作りたいです。

センターからのミニ通信「七夕祭り」



▲センターの日本語教室では8月、日本伝統行事の「七夕」をソーメンで楽しみました。

通訳付き相談が役所の窓口で!!

- 役所の相談窓口で携帯電話を使いあなたの相談を通訳します。母国語で相談できます
- このシステムを持っている市庁/東松山市、藤市、滑川町及びさいたま市10区。近くにお住まいの方は是非ご利用ください。
- 対応言語/中国語・英語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語
- 利用は無料です。

www.ficec.jp/living/

●6カ国版の生活が「ト」を掲載しています